

国指定小佐渡東部鳥獣保護区
指定計画書（区域の拡大）
（環境省案）

平成19年 月 日
環 境 省

1 保護に関する指針等

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

小佐渡東部鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

新潟県佐渡市の県道両津・真野・赤泊線と市上新穂664番地4の北東端との交点を起点とし、同所から同県道を東進し市新穂瓜生屋446番地5の北東端に至り、同所から同県道を北進し市新穂青木744番地(熊野神社入口)の西端に至り、同所から同県道を北東に進み天王川右岸との交点に至り、同所から同河川の右岸を北進し、加茂湖の平均水位の水際線(以下「湖岸線」という。)との交点に至り、同所から湖岸線を東進し市吾潟28番地6の南西端に至り、同所から湖岸線を北進し市道原黒2号線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道両津・真野・赤泊線の交点に至り、同所から同県道横断方向に引いた線を東進し、同県道の境界線との交点に至り、同所から同県道を北進し市道両津幹線9号線の交点に至り、同所から同市道を北進し県道佐渡一周線との交点に至り、同所から同県道横断方向に引いた線を北東に進み、両津港臨港道路湊線と県道佐渡一周線との交点に至り、同所から両津港臨港道路湊線を北東に進み、最大高潮時海岸線(以下、「海岸線」という。)との交点に至り、同所から同海岸線を東進し姫崎北端部に至り、同所から同海岸線を南東に進み弁天崎東端に至り、同所から同海岸線を南西に進み同市岩首字荒崎の字界との交点に至り、同所から同字界を南西に進み同市岩首字式本松2311番1の南端に至り、同所から同字界を北西に進み同市岩首字赤坂2275番2の西端に至り、同所から同字界を北東に進み同市岩首字古キガマ2254番2の北端と市新穂大野の字界との交点に至り、同所から同字界を北西に進み同市新穂大野1番2との交点に至り、同所から同字界を北西に進み同市新穂大野1654番地の南西端と県道両津・真野・赤泊線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成19年7月1日から平成23年10月31日まで(4年4か月)

(4) 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

国指定鳥獣保護区の指定目的

小佐渡東部鳥獣保護区は、佐渡市の南東部に連なる小佐渡山地のうち北東部分に位置する。その区域の北部及び東部は海に囲まれ、海岸線からすぐに山地が立ち上がっている。一方、区域の西部は国中平野とつながっている。中央部には標高 600 メートル前後の山々が連なり、標高 400 メートルまでの区域はクヌギ、コナラ、クリ、アカマツの高木や、ヒサカキ、ヤブコウジなどの林内植生が見られる。標高 400 メートル以上の区域では、コナラに代わってミズナラが優占している。また、この山地を起源として国府川、大野川等の中小河川及び溪流が数多く流れており、これらの河川沿いを利用して、古くから大小様々な棚田が山間部から平野部にかけて作られてきた。

当該区域は、トキ（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種であるとともに、環境省が作成したレッドリストにおいて、飼育・栽培下でのみ存続している種である「野生絶滅」に位置づけられている。）の生息に必要な、営巣木に適したアカマツ、コナラ等の大木や、ねぐら木が多く存在するほか、餌となる生物の生息地である河川、湿地、水田、水路等を有し、既指定区域には昭和 40 年代前半まで野生のトキの営巣が多く確認され、また、拡大区域は、昭和 30 年代後半から 40 年代に野生のトキの観察記録が集中し、昭和 56 年に一斉捕獲された 5 羽のトキが最後まで生息していた区域である。

平成 16 年には、種の保存法に基づくトキ保護増殖事業計画が変更され、当該区域においてトキの生息に適した環境を整えた上で再導入を図ることとし、また、トキが自然状態で安定的に存続できるようにすることを目標としている。

また、当該区域では、環境省が作成したレッドリストにおいて準絶滅危惧に該当するミサゴや、佐渡固有亜種のサドカケス等が確認されている。

このように、当該区域は、トキの再導入を行おうとしている重要な区域であることから、既指定の鳥獣保護区を拡大して、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 28 条 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、再導入が予定されているトキを始めとす

る鳥獣の保護を図るものである。

管理方針

- ・ トキを始めとする鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内的の鳥類の生息状況の把握に努める。
- ・ 鳥類の生息を脅かすような不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場巡視及び関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ・ 管理の実施に当たっては、トキ保護増殖事業計画に即して実施される保護増殖事業及び自然再生事業との連携を図る。

2 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
総面積 12,620 h a (734 h a)

内訳

ア 形態別内訳

林 野	11,018 h a (730 h a)
農耕地	1,323 h a (- h a)
水 面	46 h a (2 h a)
その他	233 h a (2 h a)

イ 所有者別内訳

国有地 1,023 h a (622 h a)

{ 国有林 { 林野庁所管 1,000 h a (622 h a) } 国有林以外の国有地	{ 制限林 - h a (- h a) 普通林 1,000 h a (622 h a)	
		環境省所管 23 h a (- h a)
地方公共団体有地 1,874 h a (110 h a)	{ 都道府県有地 69 h a (2 h a) 市町村有地等 1,805 h a (108 h a)	
私有地等 9,677 h a (- h a)		
公有水面 46 h a (2 h a)		

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 - h a (- h a)

自然公園法による地域 12,620 h a (734 h a)

（佐渡弥彦米山国定公園）

特別地域 62 h a (- h a)

（小佐渡県立自然公園）

普通地域 12,558 h a (734 h a)

文化財保護法による地域 - h a (- h a)

（注）() は既指定の区域面積

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、佐渡市の南東部に連なる小佐渡山地のうち国見山を含む北東部分に位置する。

イ 地形、地質等

当該区域は、新生代、第三紀頃に海底の激しい火山活動によって生成された火山岩類によって構成されたものである。今から 500 万～80 万年前に海底の隆起によって山地が形成され、その後約 2 万年前までにかけて山地や丘陵の隆起がさらに活発となり、また、複数回の氷期と間氷期によって段丘が形成された。

当該区域の海岸は、山地が海に迫っている場所が多い。河川は、国中平野を潤す国府川・大野川、加茂湖に注ぐ天王川、小佐渡山地から両津湾に至る久知川等、数多くの中小河川び溪流が存在する。

ウ 植物相の概要

佐渡島では、対馬暖流の影響を受け、スダジイ、ウラジロガシ等の暖温帯の植物が分布する一方、積雪の影響を強く受け、アズマシロカネソウ等、日本海側特有の植物も分布している。

当該区域は、主に二次林である落葉広葉樹林及びスギ・アカマツの造林地で占められている。

低地帯では、代償植生であるクヌギ・コナラ林の割合が高く、また、ヤブツバキなどの常緑広葉樹林やスギなどの造林地も見られる。海岸ではクロマツ、シイ、タブ林などが見られる。

山地帯では、標高 400 メートルまでは、常緑広葉樹林から落葉広葉樹林に移行する地域であり、小佐渡山地の大部分を占めている。薪炭林として利用されてきたクヌギ、コナラ、クリ、などの落葉高木やアカマツなどの常緑高木の林床に、ヒサカキ、ヤブコウジなどの林内植生が見られる。標高 400 メートルより上部では、コナラに代わってミズナラが優占する。

希少種としては、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧 B 類に該当するサルメンエビネ、トケンランなどが確認されている。

エ 動物相の概要

当該区域は、ウグイス、キビタキ、ホオジロ等のスズメ目鳥類が多く生息しているほか、環境省が作成したレッドリストにおいて準絶滅危惧に該当するミサゴや、佐渡固有亜種のサドカケスが確認されている。

哺乳類では、佐渡島に特徴的な種、亜種として、サトトガリネズミ、サドモグラ、サドアカネズミ、サドノウサギの生息が確認されているほか、本州から移入されたホンドタヌキ、ホンドテンが生息している。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域において、カラス、カモ類、タヌキ等による稲作及び果実等への被害が一部生じている。

最近における有害鳥獣捕獲実施状況

(件数:件、頭数:頭、羽)

鳥獣名	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	許可件数	捕獲頭数	許可件数	捕獲頭数	許可件数	捕獲頭数
カラス	3	133	3	70	3	84
カモ類	3	46	3	28	3	25
タヌキ	3	15	3	26	3	11
テン	3	0	3	0	3	0
その他	3	8	3	8	3	12

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

5 国指定鳥獣保護区の維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札	30	本
案内板	3	基